

事業主様
事務担当者様

7月の「もっけん」たより

◎ 算定基礎届について

算定基礎届の提出の対象となるのは、7月1日現在の全ての被保険者です。

なお、以下の(1)～(4)のいずれかに該当する方の算定基礎届の提出は不要です。

- (1) 6月1日以降に資格取得した方
- (2) 6月30日以前に退職した方
- (3) 7月の随時改定の月額変更届を提出する方
- (4) 8月または9月に随時改定が予定されている旨の申出を行った方

詳細につきましては、同封の「定時決定（算定基礎届）について」及び社会保険の事務手続をご参照ください。

◎ 賞与支払届（今月同封）の提出をお忘れなく！

被保険者にボーナス（賞与）を支払ったときは、支給日から5日以内に賞与支払届（賞与支払届総括表は廃止）の提出が必要となります。なお、賞与支払予定月にいずれの被保険者にも賞与を支給しなかった場合は、賞与不支給報告書（ホームページからダウンロードできます）をご提出ください。

※以前に『賞与支払予定月なし』と届出された事業所様は賞与不支給報告書の提出は不要です。

◎ 令和4年10月から短時間労働者の健康保険の適用が更に拡大されます

- ・被保険者の総数が常時100人を超える事業所
- ・雇用期間が2か月を超えることが見込まれること
- ・週の所定労働時間が20時間以上（変更なし）
- ・月額88,000円以上（変更なし）
- ・学生ではないこと（変更なし）

上記に該当する短時間労働者は健康保険の加入が義務となります。令和6年10月からは更に拡大され、常時50人を超える事業所が対象となる予定です。

◎ 接骨院、整骨院等の受診について

療養費の支給対象となる負傷は、急性の外傷性の骨折、脱臼、打撲及び捻挫です。単なる（疲労性・慢性的な要因からくる）肩こりや筋肉疲労、脳疾患後遺症などの慢性病や症状の改善のみられない長期の施術は対象となりません。不正又は不当受給請求の疑いがある場合には、地方厚生（支）局医療主管課に情報提供を行います。療養費の適正化にご協力をお願いします。

※骨折及び脱臼は、応急手当をする場合を除き、予め医師の同意を得ることが必要です。